

第三回福祉人材確保対策検討会

「介護福祉士の資格取得方法について」 提出資料

平成26年7月1日（火）
公益社団法人日本介護福祉士会

介護をめぐるニーズの変化

－高度化と専門化と多様化－

- 認知症高齢者の増加にともない非薬物療法による認知症ケアが求められており、それを担える介護人材が必要。
- 在宅限界を高め、地域で高齢者が最期まで暮らすことが出来るためには、「排せつ」、「食事」、「入浴」などの介護だけでなく医療的な知識をある程度有し、介護のスキルや関連知識、応用力を持った介護人材が、すそ野の広い介護スタッフの中で中核的人材として求められる。それにより幅広い地域の介護力をより効果的に活用できる。
- 本人の力を引き出し、自立に向けた介護が求められ、それを担える人材が必要。
- 人間の尊厳にふさわしい介護が求められている。
- 介護保険制度の安定的発展のために漫然とした介護ではなく、効率的・効果的な介護を実践していくために、機能に着目したケアが求められている。

1. 介護福祉士の資格取得方法の見直しの施行延期等について

介護人材の確保が困難な状況を踏まえ、介護福祉士の資格取得にかかる実務者研修の義務付け(実務者ルート)及び国家試験の義務付け(養成施設ルート)の施行時期を延期するとともに、介護人材の確保のための方策についての検討を行うとされた

○介護保険法等で示されているように尊厳を守り、自立支援の介護を行うためには、高い倫理、十分なコミュニケーション能力、個別に応じた介護が実現できること等が必要でありそのためには、**中核的介護職員(介護福祉士)**に高い教育と専門性が必要

○質の高い介護福祉士や介護職員を養成していくことが、利用者像の変化や利用者のニーズへの対応、なにより介護保険の効率化につながる

介護福祉士の資格取得方法の一元化により、介護福祉士の質が担保されるとともに国民に対してのサービス向上につながる。また、介護福祉士の社会的評価が向上し、介護福祉士が魅力ある職業として確立する



結果的に介護の人材確保に大きく貢献するもの

2. 国家試験（養成施設ルート）義務付けについて

国家試験の義務付け（養成施設ルート）

- 医療など専門職は全ての者が一定の教育を経て、国家試験を受けて資格を取得している。これにより専門職としての質の担保・評価、魅力ある職業として確立。
- 介護福祉士も同様の過程を経ることで専門職としての質を担保し、評価を高める。
- 養成施設卒業生に試験を課すことで一定の質を担保、評価向上。
- 実務者ルートには一定の教育が必要

国家試験の義務付け
(養成施設ルートにおける質の担保)

質の担保・評価を高め
人材確保に貢献

3. 実務者ルートの実務者研修について

実務者ルートにおける質の担保

実務者研修は介護職に対して、実務経験では習得できない知識・技術を体系的に獲得するための教育であり、介護福祉士としての質の担保に不可欠な要素である。また、この研修を受講することで実技試験が免除され、学科試験合格の近道ともなり、受講生にとって大きなメリットがある研修である。

実務者研修のイメージ

【到達目標】

- 幅広い利用者に対する基本的な介護提供能力の修得
 - ※ 介護福祉士養成施設（2年以上の養成課程）における到達目標と同等の水準
- 今後の制度改正や新たな課題・技術・知見を自ら把握できる能力の獲得を期待



実務者研修は現場の負担感が大きいとの見方もあるが、実際には実務者研修は現場において働きながら受講をしていけるように配慮された研修である(通学は数日間のみ。費用支援もあり)。教育側も施設側もさらに研修の受けやすい環境の整備に取り組むべきである。

届出の必要ない研修にかかる修了認定科目について

教育内容	時間数	訪問介護員研修			介護職員基礎研修	その他 全国研修
		1級	2級	3級		
人間の尊厳と自立	5	○	○	○	○	
社会の理解 I	5	○	○	○	○	
社会の理解 II	30	○			○	
介護の基本 I	10	○	○		○	
介護の基本 II	20	○	○		○	
コミュニケーション技術	20	○			○	
生活支援技術 I	20	○	○	○	○	
生活支援技術 II	30	○	○		○	
介護過程 I	20	○	○		○	
介護過程 II	25	○			○	
介護過程 III (スクーリング)	45				○	
発達と老化の理解 I	10	○			○	
発達と老化の理解 II	20	○			○	
認知症の理解 I	10	○			○	認知症実践者研修
認知症の理解 II	20	○			○	認知症実践者研修
障害の理解 I	10	○			○	
障害の理解 II	20	○			○	
こころからのしくみ I	20	○	○		○	
こころからのしくみ II	60	○			○	
医療的ケア	50(※)					喀痰吸引等研修
実務者研修 受講時間数	450	95	320	420	50	

※「医療的ケア」には50時間とは別に演習を修了する必要があります。

働きながら受講できる仕組み
(選べる研修形態)

- スクーリングは「介護過程Ⅲ」の45時間及び医療的ケアのうち演習部分のみとなり、他の部分は全て通信に置き換えることが可能。
- 「介護過程Ⅲ」の45時間は日数にすると6~7日間程度。

(既存研修との読み替え)

- ヘルパー研修(1級、2級、3級)、介護職員基礎研修等を修了している者は読み替え科目があり、ヘルパー1級研修や基礎研修を修了していればかなりの時間数が免除。

(受講に際する制度上の支援)

- 研修実費を貸し付け(最大20万円)、一定の要件で返還免除となる仕組み(介護福祉士等修学資金貸付制度)
- 代替要員確保に関する費用支援の制度あり。

この制度を事業者がうまく活用すれば実務者研修受講費用の個人負担は軽減される。

4. キャリアパスの確立についての取り組みの提言

介護人材の確保を考えるのであれば、介護の「質」「量」の好循環サイクルを確立することが重要であり、介護の「質」の担保のためにも資格取得方法の一元化が必要であるとともに介護福祉士としてのキャリアパスを確立して、介護という職業が魅力あるものとする必要がある。

- ① 認定介護福祉士の取り組みなど、介護福祉士の資格取得後のキャリアパスの形成や勉強する意欲に応え、また仕事をしながら学ぶ意欲を促進することにより、資質のさらなる向上と長く働き続ける意欲を持たせるような仕組み
- ② 専門的な知識・技術を研修しキャリアアップが図られるよう職員に対する研修条件の整備を施設や事業者、法人が取り組むことを明確化・義務化
- ③ 実務者研修の円滑な実施
- ④ 事業者(管理者)のマネジメント能力の向上のための対策などの推進